

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱

（目的）

第1条 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 法人後見実施要綱第10条の規定により、法人後見運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）法人後見の受任および辞任の申立てに関する審査
- （2）成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整および審査
- （3）本会から諮問を受けた事項に関すること
- （4）本会の後見業務に対する監督、指導、助言
- （5）その他 本会および運営委員会が必要と認める事項

2 運営委員会は前項の内容について本会会長へ答申する。

（委員構成）

第3条 運営委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）法律関係者
- （3）医療関係者
- （4）福祉関係者
- （5）行政関係者
- （6）その他 本会会長が適任であると認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任可能とする。

（委員長および副委員長）

第5条 運営委員会に委員長および副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は本会会長が招集する。家庭裁判所からの法定後見の受任の依頼があった場合、もしくは関係者及び関係機関等から後見等候補者の依頼があつてから、概ね7日以内に開催する。

- 2 運営委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面または電磁的記録により審査が可能な場合はそれを出席に代えることができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報の公開)

第7条 個人情報の保護の観点から、運営委員会および審査に関わる資料は非公開とする。なお、法令等に基づく開示義務がある他は運営委員会が開示するかを決める。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局は本会に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。